

平成十三年十月二十三日受領
答 弁 第 五 号

内閣衆質一五三第五号

平成十三年十月二十三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員長妻昭君提出消防法違反で告発した件数に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出消防法違反で告発した件数に関する質問に対する答弁書

一について

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）の規定による命令に違反した事案で告発された件数については、把握していない。

また、同法の規定による命令に違反した事案を消防機関が告発した件数については、今後、本年度以降のものを調査することを予定しており、直近二十年間分については、消防機関において関係資料が保存されていない場合もあると考えられるため、可能な範囲内で調査することを検討してまいりたい。

二について

消防法の規定に違反した事案で有罪が確定した件数については、把握していない。

また、同法の規定に違反した事案に関し、有罪が確定した件数等については、個々の事案によって裁判所がその内容を開示しない場合もあると考えられるため、調査が可能かどうか検討してまいりたい。